

令和 8 年度 第 1 回全国健康保険協会静岡支部評議会議事録

開催日時：令和 8 年 7 月 10 日（金）10：00～12：00

開催場所：全国健康保険協会静岡支部会議室

出席者：秋山評議員、池ヶ谷評議員、榊原評議員、佐野評議員、長田評議員、藤本評議員、望月評議員、森藤評議員、山田評議員（五十音順）

議 事：1．2025（令和 7）年度決算について
2．2025（令和 7）年度静岡支部事業計画の実施結果について

報 告：1．中期戦略プランについて
2．都道府県単位保険料率に関する措置について
3．電子申請について

○議事の経過

1．2025（令和 7）年度決算について

資料 1 に基づき、事務局より説明。

〈被保険者代表〉

健康保険法の改正により、「協会けんぽが取り組む保健事業に関する責務が明確化された」ことについて、評議員、事務局で共有され、国庫補助が今後 3 年間、追加で 500 億円減額される中で、令和 8 年度の事業計画にどのように落とし込まれていくかということが重要であり、十分確認しておく必要があると感じた。

（事務局）

保健事業としての改正の趣旨としては、加入者の年齢、性別、健康状態その他事情を考慮し適切且つ有効に行わなければならない、要は一律的な保健事業ではなく、静岡支部の特性を鑑みた事業、被保険者、被扶養者に合わせた健康づくり事業を行うということである。事業としては、法律の改正が 5 月であるため、後に出てくる中期戦略プランに事業展開として盛り込んだうえで、実際には令和 9 年度からの事業計画に落とし込んで検討していきたいと考える。

〈被保険者代表〉

国庫補助 500 億円という大きな減額は、被保険者に対して、今の保険料率は 9.9%という現状を踏襲した場合、どれぐらいのインパクトになるのか。

また、債権回収については苦労しながら回収していると想像しているが回収率はどんな状況か。

(事務局)

まず債権回収率については、おおよそ 70%となっている
国庫補助 500 億円の減額が被保険者一人当たりどれくらいの影響があるかについては、手元に資料がないため後程回答する。ちなみに、今年度の平均保険料率は 10%を 9.9%に引き下げとなったが、この 0.1%は 1,100 億円程度の収入減ということに相当する。

〈事業主代表〉

収支差の全国平均分との地域差分について、各県の人口にかかわらず全支部を平均してこの金額になり、それとの差が静岡支部の収支差となっているのか、また全国の傾向は説明で分かったが、それに比べて静岡支部の傾向はどうなっているのか確認したい。

(事務局)

全国平均というのは質問のとおり、支部の規模に関係なく、全被保険者の総報酬按分、賃金の按分によって出ている。

静岡支部の傾向については、収入と医療費の見込みを立てた時点で、これだけ使うであろうと見込んでいた医療費が予測値より多くなったことにより、今回はマイナスとなったということ。協会全体の中での相対評価のような要素があり、見込みより医療費が多かった支部はマイナスになり、少なかった支部はプラスになる。

(事務局)

静岡支部の傾向としては、医療費は今でも全国平均より低いが、全国との差が縮まりつつある。つまり医療費が高くなりつつあると考えてよい。そのため健康づくりなどに一層力を入れ、この傾向を変えていかなければならない。

2. 2025（令和 7）年度静岡支部事業計画の実施結果について

資料 2 に基づき、事務局より説明。

〈被保険者代表〉

労働相談の中で、差別的、不適切な取扱いによって精神的に影響を受けた相談者が非常に増えている。先ほどの報告によると、傷病手当金を受給した後、労災認定された場合は給付調整が必要となり返還をすることになるとあった。不適切な傷病手当金は支払うべきではないし、回収すべきだということは分か

るが、労災への申請を行ったら、傷病手当金の申請はできないと使用者から説明されている労働者が少なからず散見される。協会けんぽからも正しい考え方を発信していただきたい。

(事務局)

労災に該当する可能性がある傷病についての傷病手当金申請について相談を受けた場合、最終的に労災に該当となれば調整をさせていただくという案内をしており、労災申請をしているからといって傷病手当金の申請を受付しないという説明はしていない。労災に該当する可能性がある場合で、通常どおり傷病手当金の支払いを行った場合は、労災申請をした労働基準監督署へ労災申請を行った結果がどうなったかを確認し、労災に該当したという結果であれば調整を行っている。

〈学識経験者〉

債権回収は、無い袖を振れない方を対象に行う前提で行うため本当に困難であるが、一方で協会けんぽの収入に対する金額としては大きくないかもしれないけれど適正な医療給付という意味での位置づけは重要であると思う。以前の評議会でもいろいろ手を尽くしても回収につながらないという話をしたが、今回すごいと思ったことは、傷病手当金の不正請求に対して警察が介入し、200万円を回収したこと。これは奇跡に近いと思っているが、何か工夫や取り組みによって回収につなげたということがあるなら教えていただきたい。

(事務局)

不正の内容は、申請書の医師証明欄を申請者自身が記入していたため支給要件を満たしていないことが支給後に判明した事案。警察によると詐欺に該当するとの判断であったため、警察、顧問弁護士と連携しながら対応した。警察署に何度か足を運び、いただいた助言も活かし、本人に返還を強く促した。長い期間を要したが、全額回収という良い結果につながった。

(事務局)

債権回収は高額債権を中心に管理しているが、保険者間調整を勧めようと催告を実施しても、住所が不明であったり、相続人調査が必要であったりと苦労をすることもあるが、対応できることをこれからも粘り強くやっていきたいと考える。

〈学識経験者〉

静岡支部全体が総力戦で全県の健康づくりの意識を高めていることが伝わり、毎年のことだが本当によくやっていると思う。どの取り組みも素晴らしいが、小

規模事業所を対象とした土日祝日の集団健診の実施など、受診に関心があっても行けない方がいる企業に対する細やかで積極的な取り組みは、静岡支部らしく非常に評価できる。

また、健康保険委員確保に対する取り組みについては、企業に専属で情報発信できる方がいることは非常に重要だと思うので、健康保険委員を大切に育てていくと良いと思う。

広報誌けんぽ LINK しずおかについては、健康づくりを前面に押し出しているのではなく、季節に応じた写真が添えられ、文字ばかりでなく漫画も入っていて親しみやすいと思った。インクや紙が高騰する中で、財政的な状況も厳しくなってくるかと思うが、紙の広報誌が会社に貼られていれば目にする機会も増えるため、こういう発信も良いと思った。

女性限定の健診をいろいろ実施しているが、7年度の実施者数が減った原因はつかんでいるか。

(事務局)

女性限定の健診は、評判や満足度は高いがニーズは減ってきている。原因分析については今後進めていきたいと考える。今年度は6月に実施したが、数字を持ち直した。その要因についても分析のうえ報告させていただく。

〈被保険者代表〉

大変きめ細かく丁寧に事業を実施していると思う。特に生活習慣病予防健診の実施率が約2%上昇したことは、1%上げるだけでも大変だと思っているため、事業の成果が表れているのではと思っている。

事業者健診では、県と共同して効果的な取り組みを取り入れるとあり、健診データを県に提供し、分析結果をもとに取り組みを検討したとあるが、重症化予防の対策で県と連携した取り組みがあれば教えていただきたい。

また、重複受診、重複投薬の状況について取り組みがあれば教えていただきたい。

(事務局)

県との連携事業については今のところ未実施だが、糖尿病性腎症に関して県でプログラムを発出しているが、令和8年度は県と調整のうえでさらに拡大して実施していきたいと考えている。

(事務局)

重複受診、重複投薬については、広報としては実施していないが、レセプトの点検として取り組んでおり、1人の受診者で同じ傷病名でレセプトが複数あ

った場合は文書指導を行っているが、最近は対象者がいない。

3. 中期戦略プランについて

資料3に基づき、事務局より説明。

〈被保険者代表〉

中期戦略プランで健康づくり戦略に力を入れていることがよく分かった。きっかけづくりをぜひお願いしたい。

また、重症化予防対策について、早期勧奨、0次勧奨を実施して早期発見早期治療につながるような対策につなげられるようなことを共有していただきたい。

(事務局)

0次勧奨を含めて健診当日に取り組んでいけるようにさらに拡大をしていきたいと考えているため、あらためて報告させていただく。

4. 都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて

資料4に基づき、事務局より説明。

評議員からは特に意見等なし。

5. 電子申請について

資料5に基づき、事務局より説明

〈被保険者代表〉

事業計画の実施結果にも関係してくるが、県との連携や、トラック協会などターゲットを絞った連携も非常に有意義だと思う。そのうえで中小企業団体中央会、商工会議所などの経済諸団体にもいろいろな課題を共有しながら連携し、場合によっては連名で事業者にアプローチするような対応が意識改革につながると思う。

(事務局)

事業者健診データの提供や電子申請の利用勧奨などについて検討して取り組んでいきたいと考える。